

国立市工事請負契約における現場代理人の常駐及び兼任に関する取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、国立市が発注する工事について、適正な履行を確保しつつ、建設業者の受注機会の拡大と負担の軽減を図るため、現場代理人の工事現場における常駐義務について、その一部を緩和し、常駐を要しないこととできる期間及び兼任を認める措置について必要な事項を定めるものとする。

(常駐を要しない期間)

第2条 実質的に工事現場が稼働していない次の各号に該当する期間は、現場代理人は常駐しなくてよいものとする。

- (1) 契約締結後、現場作業が開始されるまでの期間
- (2) 工事の施工を全面的に中止している期間
- (3) 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 現場が完了した後、竣工検査までの期間
- (5) 前各号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

(現場代理人の兼任)

第3条 次の各号の要件を全て満たす場合は、現場代理人は兼任することができる。ただし、1人が兼任できる工事は2件までとする。

- (1) 国立市発注の工事であること。
 - (2) 兼任する工事の当初契約金額がそれぞれ4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満であること。
 - (3) 現場代理人が、主要な現場施工時に現場に駐在すること。
 - (4) 工事現場の安全管理、住民対応の体制等が確保され、現場代理人が、兼任する工事の双方の監督員と常に連絡が取れる体制がとられていること。
 - (5) 国立市内に本店又は支店を有し、緊急時の対応が可能であること。
- 2 国立市発注工事において、同一敷地内における関連工事又は隣接する現場の関連工事において当初の契約以外の請負契約が随意契約により締結されるものについては現場代理人を兼任することができるものとする。ただし、この場合には前項の規定は適用しないものとする。
- 3 前二項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、現場代理人の兼任を認めない。
- (1) 工事監督課が、工事施工管理上、兼任が困難と判断したとき。
 - (2) すでに従事している工事において、工事監督課から常駐を求められているとき。
 - (3) 過去の工事成績その他により、市が兼任を不相当と認めたとき。

(近接工事)

第4条 前条第1項に規定する現場代理人の兼任の可否の判断において、近接している2件の工事については、1件の工事とみなすが、双方の工事の契約金額の合計額を金額規模とする。

(手続)

第5条 現場代理人の兼任を希望する者は、兼任する工事の着手時に現場代理人兼任届(様式1)に兼任する工事の工程表及び緊急連絡体制表を添え、各工事監督課に提出すること。

(受注者の遵守すべき事項)

第6条 工事の安全及び適正な履行を確保するため、現場代理人は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 兼任する工事のうちいずれかの工事の現場に駐在すること。
- (2) 1日に1回以上は受注している工事の現場に駐在し、現場管理に当たること。
- (3) 工事現場を離れる場合は、監督員と確実に連絡が取れる体制を整えること。
- (4) 不在となる工事現場においては、代替りの責任者を指定し、安全管理、適正な履行等に努めること。
- (5) 工事担当課が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。

(兼任を認めた場合の取扱い)

第7条 工事監督課長は、現場代理人を兼任配置とした工事の施工中において、安全管理、施工管理体制が不十分と判断し、兼任を継続することが適切でないと認めるときは、その旨を総務課長に報告しなければならない。

2 総務課長は、前項の報告を受けたときは、その工事の受注者に対して改善を求め、改善が認められないときは、現場代理人の兼任を解除するものとする。

付 則

この基準は、平成24年4月1日から施行し、同日以降に発注する工事請負契約について適用する。

付 則

この基準は、平成26年4月25日から施行する。

付 則

この基準は、平成29年4月1日から施行し、同日以降に発注する工事請負契約について適用する。

付 則

この基準は、平成30年4月1日から施行し、同日以降に発注する工事請負契約について適用する。

付 則

この基準は、令和5年8月1日から施行し、同日以降に締結する工事請負契約について適用する。